

最高裁判所裁判官国民審査事務取扱規程の一部を改正する規則をここに公布する。
平成25年6月28日

香川県選挙管理委員会委員長 白 井 敏 雅

香川県選挙管理委員会規則第2号

最高裁判所裁判官国民審査事務取扱規程の一部を改正する規則
最高裁判所裁判官国民審査事務取扱規程（昭和30年香川県選挙管理委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第1号様式（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">投票点検結果報告</p> <p>年 月 日執行の最高裁判所裁判官国民審査の投票点検が終了したので、最高裁判所裁判官国民審査法第21条の規定により、次の書類を添えて報告します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>最高裁判所裁判官国民審査 香川県審査分会長 殿</p> <p style="text-align: right;">市 町 開票区開票管理者 印</p> <p style="text-align: right;">記</p> <p><u>1</u> 投票計算書（その1及びその2） <u>2</u> 開票録の写</p>	<p>第1号様式（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">投票点検結果報告</p> <p>年 月 日執行の最高裁判所裁判官国民審査の投票点検が終了したので、最高裁判所裁判官国民審査法第21条の規定により、次の書類を添えて報告します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>最高裁判所裁判官国民審査 香川県審査分会長 殿</p> <p style="text-align: right;">市 町 開票区開票管理者 印</p> <p style="text-align: right;">記</p> <p><u>1</u> 投票に関する調書 <u>2</u> 投票計算書（その1からその4まで） <u>3</u> 開票録の写</p>

付表 1

投票に関する調査

市町 開票区

投票区名										計
選挙人名簿定時（選挙時）登録者数	男									
	女									
	計									
上記に係る補正登録者数	男									
	女									
	計									
抹消者数	男									
	女									
	計									
審査期日現在選挙人名簿登録者数	男									
	女									
	計									
上記の者のうち審査権のない者の数	選挙人名簿に登録することのできない者の数	男								
	女									
	計									
上記の者のうち審査権のない者の数	審査の当日審査権を有しない者の数	男								
	女									
	計									
計		男								
		女								
		計								
確定判決書等を所持して投票所（期日前投票所）に至った者の数		男								
		女								
		計								
期日前投票を行った者のうち審査の期日までの間に審査権を有しなくなった者		男								
		女								
		計								
審査当日有権者数		男								
		女								
		計								
投票者数		男								
		女								
		計								
上記投票者数のうち	投票所における投票者	総数								
		仮投票による投票者数								
	期日前投票所における投票者	総数								
		仮投票による投票者数								
不在者投票による投票者	総数									
	不受理の決定を受けた者の数 拒否の決定を受けた者の数									
棄権者数		男								
		女								
		計								
投票率（％）		男								
		女								
		計								
点字による投票者数										
代理投票による投票者数										

付表1・付表2 略

付表2・付表3 略

付表4

投票計算書(その3)

市
町
開票区

無効投票	左の内の訳			記載無効 (国民審査法第22条第2項の 規定の適用を受けたもの)	左の内の訳	
	成規の用紙を 用いないもの	×の記号以外 の事項を記載 したもの	裁判官のすべ てについて記 載を無効とさ れたもの		×の記号を自 ら記載しない もの	何人について× の記号を記載し たか確認し難い もの
票	票	票	票	票	票	票

付表5

投票計算書(その4 点字用)

市
町
開票区

無効投票	左の内の訳					記載無効 (国民審査 法施行令 第10条第 2項の規 定の適用 を受けた もの)	左の内の訳	
	成規の用紙 を用いない もの	審査に付さ れる裁判官 の氏名のほ か他事を記 載したもの	審査に付さ れる裁判官 の氏名以外 の事項のみ を記載した もの	審査に付さ れるすべて の裁判官の 氏名を自書 しないもの	審査に付さ れるすべて の裁判官の 何人を記載 したかを確 認し難いも の		審査に付され る裁判官の氏 名を自書しな いもの	審査に付される 裁判官の何人 を記載したか確 認し難いもの
票	票	票	票	票	票	票	票	

附 則

この規則は、平成25年6月30日から施行する。